

# 特例給付に関する考え方の整理

## (1) 給付費等の種類

○ 給付費等については、法律上以下のものが規定されている。

### i) 施設型給付費

- ・ 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を利用する教育標準時間認定、保育認定（満3歳以上、満3歳未満）を受けた子どもに対応。
  - 認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園）を利用する教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費
  - 幼稚園を利用する教育標準時間認定を受けた子どもに対する給付費
  - 保育所（公立施設）を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費
- ※ 標準教育時間認定を受けた子どもについては、給付費の中に全国统一で算定される部分と地方の裁量による部分が含まれ一体的に支給される。また、私立保育所を利用する保育認定を受けた子どもについては、委託費として市町村から施設に支払う。

### ii) 特例施設型給付費

- ・ 緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。
  - 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育施設を利用した場合の給付費
  - 幼稚園を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳以上）に対する給付費
  - 保育所を利用する教育標準時間認定を受けた子どもに対する給付費

### iii) 地域型保育給付費

- ・ 保育認定（満3歳未満）を受けた子どもに対応。
  - 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳未満）に対する給付費

### iv) 特例地域型保育給付費

- ・ 緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。
  - 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により事業を利用した場合の給付費
  - 小規模保育等を利用する教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上）に対する給付費
  - 離島など特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保が困難な地域において、これに準じた保育を利用した場合の教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費

## (2) 特例給付の利用形態

- (1) のとおり、 i) 施設型給付費、 iii) 地域型保育給付費については、それぞれの認定区分に応じた施設・事業を利用した場合に給付されるものであるが、 ii) 特例施設型給付費、 iv) 特例地域型保育給付費（特例給付）については、緊急利用時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて例外的に、市町村が必要と認める場合に給付することとされている。

※ 施設・事業の種類と設定可能な利用定員の認定区分は法律上決まっておき（支援法31条・43条）、利用者と利用定員の認定区分がずれる場合の特例給付は、利用者の地位の安定や質の確保上、例外的に行われる必要がある。

- この特例給付について、法律上規定された利用形態を整理すると、

### I 緊急利用時の償還払い

- 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により、

- a 教育標準時間認定を受けた子どもが、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- b 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- c 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- d 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、特定地域型保育事業を利用する場合

#### <想定される具体的な事例>

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもについて、年度途中で引越に伴う、市町村を異にする転園等の場合には、転入先の市町村で新たに認定を受ける必要があるが、市町村の認定事務が遅延するケース
- ・ 保護者の緊急的な入院等の事由により保育の必要性が生じた場合など、緊急に保育所等への入所が必要な場合に、支給認定証の交付事務が遅延するケース
- ・ 震災その他の災害等の発生により、市町村の認定事務が遅延するケース

⇒それぞれの「認定区分、施設・事業に応じた公定価格を基準として市町村が定めた額\*」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を利用者に対して償還払い

\* 通常、国基準の公定価格と異なる額とすることは想定されない。

## Ⅱ 本来の定員設定がない施設・事業を利用する場合

(特例給付の設定に当たっての基本的な考え方)

- ・ 公定価格の設定上、施設・事業ごとに算定する費用が異なる（給食費や小規模の＋1人の配置等）が、当該ケースにおいては、運営基準に基づき、実際に利用する施設・事業に適用される基準により特別利用教育・保育等を提供することになるため、特例給付の設定に当たっては、実際に利用する施設・事業の公定価格をベースに設定。

### ○地域に認定区分に対応する施設がない場合などに、

- e 教育標準時間認定を受けた子どもが、保育所を利用する場合（特別利用保育を提供）で、以下のケースに該当するものとして市町村が必要と認める場合

<想定される具体的な事例>

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない（又は定員に空きがない）ため、保育所を利用するケース（2・3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則）
- ・ 保育認定を受けて、保育所を利用していた子どもが、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったが、5歳児など小学校就学までの円滑な移行に配慮することが必要なケース

⇒「保育所の2号認定（短時間）の単価（基本分）から給食材料費相当額を控除した額\*」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（施設が法定代理受領）

\* 加算部分、調整部分については、保育所と同様。

※ 1号認定子どもが保育所を利用する場合であっても、1号認定に係る幼稚園等の公定価格における対応と同様に、職員の人件費等については年間を通じて算定する。

- f 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、幼稚園を利用する場合（特別利用教育を提供）で、以下（上2つ）のケースに該当するものとして市町村が必要と認める場合

<想定される具体的な事例>

- ・ 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、地域に保育所、認定こども園がないため、幼稚園を利用するケース
- ・ 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の利用を希望したが、利用調整の結果、定員に空きがないことから幼稚園に入園するケース

⇒「幼稚園の1号認定の公定価格」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（施設が法定代理受領）

※ その上で、通常の教育時間を超える利用については一時預かり事業（幼稚園型）により対応する。

g 教育標準時間認定を受けた子どもが、特定地域型保育事業を利用する場合（特別利用地域型保育を提供）で、以下のケースに該当するものとして市町村が必要と認めた場合

＜想定される具体的な事例＞

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない（又は定員に空きがない）ため、特定地域型保育事業を利用するケース。（3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則）
- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもが、保護者の希望により事業所内保育事業の従業員枠を利用するケース（3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則）
- ・ 離島その他の地域に所在しており、地域に特定教育・保育施設が存在しない場合。→後述（P 6 参照）

（小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業）

⇒ 「地域型保育給付の2歳児単価（基本分）に一定割合\*1を乗じて得た額\*2」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領）

※ 満3歳の誕生日を迎えた年度内については、「地域型保育給付の2歳児単価（基本分）から給食材料費相当額を控除した額\*2」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額

（家庭的保育事業、小規模保育事業C型）

⇒ 「地域型保育給付の単価（基本分）から給食材料費相当額を控除した額\*2」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領）

\*1 2歳児（6：1）と、3歳児（20：1）又は4歳以上児（30：1）との配置基準や給食費の取り扱い等の違いを考慮して、国において設定。

ただし、地域型保育事業は原則3歳未満児の利用を想定した職員体制が組まれており、地域における3歳以上児の教育・保育の提供体制等を勘案する必要があることから、施設の運営面に配慮し、定員19人以下の事業所かつ3歳以上児（満3歳の誕生日を迎えた年度内の子どもを除く）の利用が利用定員の3割未満の場合については、「地域型保育給付の2歳児単価（基本分）から給食材料費相当額を控除した額\*2」によることとする。

\*2 加算部分、調整部分については、地域型保育給付と同様。

※ 居宅訪問型保育事業は、「地域型保育給付の公定価格」から「1号認定の利用者負担額（満3歳児は3号）」を控除した額